

「産業データサブワーキンググループ」

第4回議事要旨

【概要】

- 日時：令和6年12月9日(月) 11:00-12:00
- 場所：オンライン会議

【議事要旨】

- オープニング
- 全体ディスカッション
 - 事前のマニュアル照会において、実務的な観点でデータ越境において直面している課題についてコメントをさせていただいた。センシティブな内容も含まれ得るため、最終的な記載・編集に関しては事務局に判断をお任せするが、重要だと認識しているポイントについてお伝えした。
 - 特に欧州の電池法規に関して、以前 SubWG でプレゼンテーションさせていただいた後も、産業内で継続的な情報収集・議論がなされている。例えば認証を申請・取得する際に、ヨーロッパの認証機関が判断することとなり、当該認証機関に機微情報(サプライチェーン構造や電池の組成情報)が集約される。欧州の第3者機関に機微情報の管理を委ねる構造である点に、論点が出てきている。
 - 事前のマニュアル照会において、主に打ち手に関するコメントをさせていただいた。その中で、データローカライゼーションについて、対象国にデータを国内保存すればコピーできる旨の記載があったが、適切かどうか少し気になっている。
 - マニュアルに対する追加コメントとして、打ち手において、企業が契約で留意すべきポイントについても補足できると良いと感じる。加えて、弊社では個人情報保護法等への対応責任者は決めているものの、データの責任者が存在せず、今後明確にする必要があると考えている。適切なデータの取扱いや利活用に向けて、企業におけるデータに関わる役職・責任者の定義が重要と考える。
 - マニュアルを短期間でまとめていただき、また弊会から申し上げた営業秘密や契約の観点に関しても、配慮いただき、感謝申し上げます。
 - マニュアル全体を通じて特に重要と考える点として、国・地域によって産業データに係るルールに差異があり、事業を行う国、データの流通が想定される国、それぞれのルールを踏まえた検討と打ち手が必要であることが挙げられる。加えて、データライフサイクルの中で、自社が提供者にも利用者にもなりえる中で、各フェーズにおいて保護・管理及び利用双方の観点の検討が必要になる点も重要と考える。
 - マニュアルのターゲットに関して、ビジネスを検討・推進する事業部門に加えて、管理・社内啓発を行うガバナンス・リーガル部門にとっても有益と考える。更に知財部門においても、知財観点から国際データマネジメントの必要性を再確認する良い契機になると考える。また周知について、ウェブへの公開・掲載に加えて、産業団体に対する説明会等も実施いただくと、より広く普及できるのではないかと考える。

- 今後の深堀ポイントに関して、各国で新たなデータ管理のルールの検討が進んでいるため、積極的な情報更新をお願いしたい。その際、各省庁で複数のガイドラインやマニュアルが発行されているため、他省庁とも連携いただき、より幅広いトピックのカバーをいただくと、企業として更に使い勝手が良くなると考える。
- 事前のマニュアル照会でも言及させていただいたが、データガバナンスに関して、デジタル庁とIPAにおける検討としっかりと整合を取っていただきたい。
- 本マニュアルはデータ越境にフォーカスした内容となるが、その前提として、企業のデータに関するマチュリティをどれだけ上げられるかが重要となり、体制に関する論点も記載いただくと良いと感じた。加えて、関連法規制について、現在はクラウド上でデータを管理することが主体になっている認識のため、クラウドに関する規制や考え方についても記載があると良いと考える。
- マニュアルのターゲットに関して、主に大企業を念頭に置かれていると認識しているが、中小企業においてもどのように利用すればいいのか、簡単にでも触れられると良いと感じる。
- 今後の深堀ポイントに関して、欧州、中国、米国について主な法規制を挙げていただいているが、企業としてはアジア或いはグローバルサウスの動きも当然気になるため、対象国を拡大し、企業の方々と共有できるものになれば良いと考える。
- 事前のマニュアル照会及び議論において、データのライフサイクルや、データの保管・利用の差異等について、コメントさせていただいた。加えて、単なる企業データと個人データは異なるものとなり、区別が必要になることについてもお伝えさせていただいた。
- マニュアルに対する追加コメントとして、データ越境・国際利活用に起こるパターンにおいて3つのステークホルダー(生産者/利用者/保管者)が登場し、本マニュアルの用語定義は、各国法令における用語定義と必ずしも一致しない旨も記載されている。必ずしも一致しないということを言うには、このマニュアルにおける定義を明確にする必要があり、用語定義があると良いと感じる。
- また他の委員からもクラウドについての言及があったが、私自身クラウドコンピューティングの国際標準化における日本代表を務めており、是非、今後の深堀という形でも構わないので、論点として記載いただけるとありがたい。
- マニュアルの取りまとめ、及びマニュアル中に弊団体の越境データインデックスを参照として記載いただき、感謝申し上げます。
- 確認となるが、本マニュアルについて、最終的にOECD等の国際的な議論にも打ち出していくことを念頭に、英語化されるか。
 - ◇ OECD、特にDFFT具体化の国際枠組みであるIAP(Institutional Arrangement for Partnership)に持ち込みたいと考えており、英訳を想定している。持っていくタイミングについては、各関連省庁の議論内容・進捗も踏まえ、適切なタイミングを図っていきたい。(経済産業省)
 - ◇ 弊団体としても、会員企業などへ周知・共有したく、最終的に英語版ができれば共有いただきたい。
- 今後の深堀ポイントに関して、クラウド関連の法規制・考え方は追加いただくと、多くの企業にとって非常に有益と感じる。またデータローカライゼーションに対する打ち手として、国内ですべて生成保管処理を

完結させることは手段の一つとしてやむを得ないケースはあるものの、DFFT の理念や中小企業の対応ハードルの高さを踏まえ、記載ぶりに配慮いただけると良いと感じる。

- タイムラインとして、いつ頃に修正版が出され、いつまでに確認が必要となる想定か。
 - ◇ この後の流れとして、本日議論を踏まえ、座長一任でマニュアル内容に反映・修正の上、公開の前に、再度共有・お目通しいただくことを考えている。タイムラインとして、デジタル庁におけるデータガバナンスガイドラインの検討状況とも図る形で調整し、年初以降に公表になることを想定している。
(事務局)
- 既に出た御意見も多いが、業界団体の立場から、いくつかコメントをさせていただく。本検討について、知財や法務部門だけでなく、ビジネス当事者にも強く意識をしていただきたいと考えており、取組の背景として、産業データの共有・利活用に取り組むモチベーションを高める内容が記載されると良いと感じる。
- また、企業のマチュリティ向上が重要というお話があったが、実際に取り組みを進めるに当たり、課題をどのように乗り越えるか、具体的なアプローチについて今後深掘りできると良いと考える。加えて、中小企業に対する言及もあったが、人員・リソースに限りのある企業に対してどういった支援が考えられるのか、今後の取組の必要性を記述することも一案と考える。
- 最後に、国際的な動向や動きを含め、今回整理された内容は非常に価値が高いと感じている。個別企業による調査・検討には限界があるため、今後企業で出てきた悩みや関連情報が集約され、更に業界全体にフィードバックされるような仕組み・場を作れると、とても有用性が高いと感じる。
- 既に御意見があったとおり、特にクラウドに関して追記をいただくと、実ビジネスを推進する立場からとても参考になると感じた。加えて、主要な関連法規制のところに関して、今後、アジア諸国にも広げていただければ、さらに分かりやすく、有用な内容になると考える。
- 加えて、企業として実際に取組を行う上で、やはり個別のケース・事例が非常に参考になるため、補足資料の充実化を期待している。
- 今後の深堀ポイントに当たるかもしれないが、データ関連のルールに関して、企業の現場における実態を踏まえ、ルールを考えていく必要がある。そのため、今後ベストプラクティスを収集し提示していくことが非常に重要と考える。また官民の役割分担として、企業、特に中小企業の視点で、どこまで企業が対応すべき問題で、どこから先は政府が担うべきことか、ある程度区分ができると良いと感じる。
- 情報発信に関して、今回のマニュアル案の中で、関連するレポートの関係が図式化・整理されたのが非常に良いと感じる。一方、まだ様々な関連レポート・マニュアルが断片的に散在している認識。関連情報が一元的に表示・アクセスできる状態になると、情報収集がしやすいと感じる。
- 事前のマニュアル照会において、細かいこと含めコメントさせていただいた。今後本日の検討を踏まえ、座長に一任をさせていただき、本マニュアルが公表される日を楽しみにしている。
- マニュアルの発信にも関係するが、本マニュアルの意義として画期的な点がいくつかあると考える。まずは、企業のアクションプランとして、個人データだけでなく非個人データもカバーし、かつ、いくつかの主要国ではあるが一国にとどまらない様々な規制を捉え、複眼的な視点から企業のアクションとして初めの一步を示

したという意味で、独自の付加価値が大きいと感じる。また、これまでデータに関する議論はデジタル産業の従事者や、個人情報保護などの文脈でコストとして対応されることが多かったが、本マニュアルにおいては、非個人データも含めた越境移転の在り方について考えることで、一部の企業やステークホルダー向けではなく、データの越境移転なくては対処が難しい課題ともいえる国境を越えたサプライチェーンマネジメントに従事する大多数の日本企業と産業全体にとって非常に重要なアジェンダであることが明示されていると考える。

- 官民連携について、他のフォーラムや日本政府が進めている国際データガバナンス全体の議論を見ると、企業で取るべきガバナンスと、制度全体としてのガバナンス、2つのガバナンスが存在すると考える。企業としてのガバナンスのあり方を深掘りしていく中で、制度に対する示唆や課題も見えてくる。DFFT 具体化のための適切な制度など、本マニュアルの外縁にある制度全体のガバナンスにもつなげていけると良いと感じた。
- 当初より本テーマはまとめるのが難しい内容と認識していたが、全体を通じて図解も多用し、直感的に分かりやすく取りまとめられていると感じる。本マニュアルは、企業がいざという時に必要な留意点に対して「気づき」を得る機会となる、そういった価値が非常に高いと感じた。
- 他方で、実務者においては、具体的にどうやるべきか分からないことが課題になるため、今後打ち手の充実が重要と考える。またデータローカライゼーションやガバメントアクセス等の規制が日々変わる状況において、可能な限りの多くの国・対象地域に関してアップデートされ、簡単に情報にアクセスできる状況にあることが実務上重要と考える。さらに、国ごとに打ち手が索引・検索できるような工夫があると、利用頻度が増すと感じる。
- 普及啓発について、過去にIoT推進コンソーシアムでは、企業が抱える課題に対して、対面で有識者と議論し、議論結果を事例集として集約するような取組があった。こうした取組も具体的な対策を得る上で有効と感じる。
- これまでの議論に加えて、本日も大変貴重な御意見をいただき、感謝申し上げます。定義の記載、データの責任者を含む社内体制の在り方、クラウド関連の法規制等について、複数の委員より御意見をいただいた。またアジアやグローバルサウス等における産業データに関連する規制・ルールは十分に把握できていない部分が多く、それらを継続的に更新・反映していくことの重要性や、企業にとって悩みやベストプラクティスを共有する場の重要性についても、御指摘いただいた。今後、どのようにマニュアルの中で反映していくか、事務局と検討したい。（経済産業省）
- 加えて、情報発信についても様々な御期待をいただいた。セミナー・説明会の実施や、企業のモチベーション向上に関する御意見もいただき、ぜひ広く企業関係者に伝わる形で情報発信を進めていただけるよう、同様に強く希望する。
- 計4回の限られた期間の中で、前例の少ない新しい課題について、様々な視点から御知見をいただき、マニュアル取りまとめに御協力いただいたことを強く感謝申し上げたい。一方で、非常に動きも激しく、多くの課題が出てくるテーマでもあるため、今後、本マニュアルを実践する中で、どのような悩みが出てきているか、どのようなベストプラクティスがあるか、継続的な情報収集が実施されると良いと考える。また官民

の役割についても御指摘いただいた。企業における現状・課題を基に、今後の制度形成の議論に繋がっていただけることを期待している。

- 最後に、全体をとおして追加の御意見がなければ、本日議論を踏まえ、内容の大筋には影響しない範囲で修正を加え、公表に向けた作業を進めていきたい。その旨御一任いただきたいが、差し支えないか。
 - ◇ 本日の議論を受けて、また修正版が出てくるのか。
 - ◇ 座長御一任という形で、事務局の方で中身を修正・反映させていただいた上で、公表前に委員皆様に御共有し、お目通しいただくことを想定している。（事務局）
 - ◇ それでは、特に御異存なければ、後日私のところで確認をさせていただいた上で、ワーキンググループとしての最終的な公表という形で進めていきたい。

3. クロージング

● 経済産業省あいさつ（渋谷審議官）

- これまで計4回の会合において、皆様から、大変貴重な御意見・御提案をいただいたこと、心より感謝申し上げます。特に第2回、第3回の会合では、詳しい事例等を御紹介いただいた。また、マニュアル案に関しても、事前に多くの御意見をいただいた。本日もたくさん御意見をいただき、できる限り反映をさせていただきます予定。
- DFFTに関して、個人データに関する議論は、国際的にも色々積み重ねられてきたところであるが、産業データに関する議論は、先ほど先生方からもあったとおり、体系的な検討が十分蓄積されてきたとは言えない。このマニュアルは、産業データの国際ガバナンスという新しい検討領域、新しい観点・視点から、論点・リスク・打ち手を初めて整理したものと言えると考えている。皆様の御知見によるものと実感している。
- これを多くの方々に御活用していただくため、委員の皆様におかれても、御自身で御活用いただくとともに、普及・広報にも御協力をいただきたい。
- 経済産業省としては、産業データの安心、安全な形での国際的な共有、利活用を推進していくために、引き続き尽力してまいります。本日、今後深掘りすべき重要なポイントについても御意見をいただいた。国際議論の動向も踏まえて、その必要に応じてアップデートしていきたい。